

第429回南国市議会定例会会議録

第7日 令和5年3月17日 金曜日

出席議員

1番 杉本 理	2番 丁野 美香
3番 西山 明彦	4番 神崎 隆代
5番 植田 豊	6番 西本 良平
7番 浜田 憲雄	8番 斉藤 喜美子
9番 岩松 永治	10番 西川 潔
11番 土居 恒夫	12番 有沢 芳郎
13番 中山 研心	14番 前田 学浩
16番 岡崎 純男	17番 野村 新作
18番 浜田 和子	19番 土居 篤男
20番 福田 佐和子	21番 今西 忠良

＊

欠席議員

15番 村田 敦子

＊

出席要求による出席者

市長 平山 耕三	副市長 村田 功
副市長 三木 敏生	参事兼総務課長兼 選挙管理委員会事務局長 中島 章
参事兼財政課長 渡部 靖	参事兼企画課長 松木 和哉
情報政策課長 竹村 亜希子	危機管理課長 山田 恭輔
税務課長 高野 正和	子育て支援課長 長野 洋高
長寿支援課長 中村 俊一	保健福祉センター 所長 藤宗 歩
環境課長 高橋 元和	農林水産課長 古田 修章
農地整備課長 田所 卓也	商工観光課長 山崎 伸二
建設課長 濱田 秀志	地籍調査課長 吉本 晶先
都市整備課長 若枝 実	住宅課長 松岡 千左
上下水道局長 橋詰 徳幸	会計管理者兼 参事兼会計課長 秋田 節夫

福祉事務所長	池本滋郎	教育長	竹内信人
学校教育課長	溝渕浩芳	生涯学習課長	前田康喜
監査委員 長	中村比早子	農業委員 會長	弘田明平
消防長	小松和英		

—*—

議会事務局職員出席者

事務局長	野口裕介	次長	門脇智哉
書記	三谷容子		

—*—

議事日程

令和5年3月17日 金曜日 午前10時開議

- 第1 議案第1号 令和4年度南国市一般会計補正予算
- 第2 議案第2号 令和4年度南国市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算
- 第3 議案第3号 令和4年度南国市土地取得事業特別会計補正予算
- 第4 議案第4号 令和4年度南国市国民健康保険特別会計補正予算
- 第5 議案第5号 令和4年度南国市介護保険特別会計補正予算
- 第6 議案第6号 令和4年度南国市後期高齢者医療保険特別会計補正予算
- 第7 議案第7号 令和4年度南国市水道事業会計補正予算（第2号）
- 第8 議案第8号 令和4年度南国市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 第9 議案第9号 令和5年度南国市一般会計予算
- 第10 議案第10号 令和5年度南国市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 第11 議案第11号 令和5年度南国市土地取得事業特別会計予算
- 第12 議案第12号 令和5年度南国市農業集落排水事業特別会計予算
- 第13 議案第13号 令和5年度南国市国民健康保険特別会計予算
- 第14 議案第14号 令和5年度南国市介護保険特別会計予算
- 第15 議案第15号 令和5年度南国市企業団地造成事業特別会計予算
- 第16 議案第16号 令和5年度南国市後期高齢者医療保険特別会計予算
- 第17 議案第17号 令和5年度南国市水道事業会計予算
- 第18 議案第18号 令和5年度南国市下水道事業会計予算
- 第19 議案第19号 南国市津波避難施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

- 第20 議案第20号 南国市学校給食運営委員会設置条例
- 第21 議案第21号 南国市立公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 第22 議案第22号 南国市立防災コミュニティーセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第23 議案第23号 南国市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第24 議案第24号 南国市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第25 議案第25号 南国市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第26 議案第26号 南国市子ども・子育て会議条例等の一部を改正する条例
- 第27 議案第27号 南国市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第28 議案第28号 南国市職員の高齢者部分休業に関する条例
- 第29 議案第29号 南国市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例
- 第30 議案第30号 南国市行政情報公開条例の一部を改正する条例
- 第31 議案第31号 南国市地域情報通信基盤整備事業分担金の徴収に関する条例を廃止する条例
- 第32 議案第32号 普通財産の無償貸付けについて
- 第33 議案第33号 普通財産の無償貸付けについて
- 第34 議案第34号 訴えの提起について
- 第35 議案第35号 上倉・瓶岩北辺地に係る総合整備計画の策定について
- 第36 承認要求書
- 第37 議員派遣の件

—————*—————

本日の会議に付した事件

日程第1より日程第37まで

議案第38号より議案第39号まで

議発第1号より議発第12号まで

—————*—————

午前10時1分 開議

○議長（浜田和子） これより本日の会議を開きます。

＊

議案第1号から議案第35号まで

○議長（浜田和子） この際、議案第1号から議案第35号まで、以上35件を一括議題といたします。

これより委員長の報告を求めます。総務常任委員長西本良平議員。

＊

令和5年3月15日

南国市議会議長 浜田和子様

総務常任委員長

西本良平

総務常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから、南国市議会会議規則第103条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査結果	理由
第1号	令和4年度南国市一般会計補正予算 第1条歳入歳出予算の補正 歳入の部 歳出第1款議会費 第2款総務費 第9款消防費 第2条繰越明許費の補正 第3条地方債の補正	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める
第3号	令和4年度南国市土地取得事業特別会計補正予算	原案を可決すべきもの	適当と認める
第9号	令和5年度南国市一般会計予算 第1条歳入歳出予算	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める

	歳入の部 歳出第1款議会費 第2款総務費 第9款消防費 第12款公債費 第13款予備費 第2条債務負担行為 第3条地方債 第4条一時借入金 第5条歳出予算の流用		
第11号	令和5年度南国市土地取得事業特別会計予算	原案を可決すべきもの	適当と認める
第19号	南国市津波避難施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	原案を可決すべきもの	適当と認める
第28号	南国市職員の高齢者部分休業に関する条例	原案を可決すべきもの	適当と認める
第29号	南国市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例	原案を可決すべきもの	適当と認める
第30号	南国市行政情報公開条例の一部を改正する条例	原案を可決すべきもの	適当と認める
第31号	南国市地域情報通信基盤整備事業分担金の徴収に関する条例を廃止する条例	原案を可決すべきもの	適当と認める
第35号	上倉・瓶岩北辺地に係る総合整備計画の策定について	原案を可決すべきもの	適当と認める

*

〔6番 西本良平議員登壇〕

○6番（西本良平） 総務常任委員会の審査の経過並びに結果につきまして、御報告申し上げます。

今期定例会におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案第1号、議案第3号、議案第9号、議案第11号、議案第19号、議案第28号から議案第31号まで、議案第35号の10件であります。去る15日に委員会を開催し、執行部から副市長はじめ関係課長の出席を求め、慎重に審査を行いましたので、以下、順次御報告申し上げます。

まず、議案第1号令和4年度南国市一般会計補正予算で当委員会に付託されました第1条歳入歳出予算の補正中、歳入の部、歳出第1款議会費、第2款総務費、第9款消防費、第2条繰越明許費の補正、第3条地方債の補正についてであります。

歳入歳出補正予算の規模は、6,362万2,000円の増額計上であります。その所要一般財源は3,582万3,000円であり、地方消費税交付金6,866万7,000円、ゴルフ場利用税交付金143万4,000円及び普通交付税1億605万5,000円を増額計上し、利子割交付金352万3,000円、配当割交付金601万7,000円、株式譲渡所得割交付金1,298万4,000円、法人事業税交付金299万1,000円、環境性能割交付金71万6,000円、県支出金のうち過年度実施分に係る造林事業費補助金700万円及び財政調整基金繰入金1億710万2,000円を減額計上し、補正財源とするものであります。

主な歳出は、総務費関係では、人事管理費4,099万8,000円及び国土調査事業費2億3,576万8,000円を増額計上し、ふるさと応援基金積立金3,999万8,000円を減額計上するものです。

繰越明許費につきましては、26事業で総額11億5,273万9,000円を追加計上し、4事業を変更しております。

審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第3号令和4年度南国市土地取得事業特別会計補正予算につきましては、歳入で財産収入9万6,000円を減額計上し、歳出で土地取得事業費9万6,000円を減額計上するものであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号令和5年度南国市一般会計予算で当委員会に付託されました第1条歳入歳出予算中、歳入の部、歳出第1款議会費、第2款総務費、第9款消防費、第12款公債費、第13款予備費、第2条債務負担行為、第3条地方債、第4条一時借入金、第5条歳出予算の流用についてであります。

予算の総額は225億1,000万円で、前年度当初予算と比べ3.6%の減額予算となっており、一般財源総額は128億7,915万円で、前年度に比べ0.05%の増となっております。

主な歳出として、総務費関係では、電子自治体推進事業費2億2,051万9,000円、ふるさと応援基金積立金4億4,000万円及びふるさと寄附金事業費1億7,887万6,000円を計上し、消防費関係では、消防施設費8,488万4,000円、消防用自動車等購入費3,414万2,000円、防災費1億394万6,000円及び住宅耐震対策促進事業費1億3,382万6,000円及び防災対策加速化基金積立金4,393万2,000円を計上しております。

また、公債費は、元利償還金20億5,468万4,000円を計上し、債務負担行為として、一般廃棄物処理事業に係る業務委託1億8,281万2,000円及び地域交流センターホール設備管理等業務委

託850万円を計上しております。

審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号令和5年度南国市土地取得事業特別会計予算につきましては、予算総額が歳入歳出それぞれ3,520万2,000円で前年度に比べ27万2,000円の減額予算となっており、歳入では、財産収入10万円及び繰越金3,510万2,000円を計上し、歳出では、土地取得事業費520万2,000円及び予備費3,000万円を計上するものであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号南国市津波避難施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、津波避難施設スポーツセンタータワーを新設したことから、本条例の一部を改正するものであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第28号南国市職員の高齢者部分休業に関する条例につきましては、職員の定年の引上げを踏まえ、職員の加齢による心身の変化等に対応するため、地方公務員法の規定に基づく高齢者部分休業の制度を導入することから、必要な事項を定めた本条例を制定するものであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第29号南国市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例につきましては、南国市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置の条項について、条文の調整が必要なことから、本条例の一部を改正するものであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第30号南国市行政情報公開条例の一部を改正する条例につきましては、個人情報の保護に関する法律の改正に伴う南国市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定及び南国市個人情報保護条例の廃止に伴い、本条例の一部を改正するものであり、主な改正の内容は、上記条例の廃止に伴う条文の修正及び情報公開請求のあった日から公開決定等までの期限を個人情報の開示請求に係る期限に合わせて延長するものであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第31号南国市地域情報通信基盤整備事業分担金の徴収に関する条例を廃止する条例につきましては、南国市が整備した光通信設備を令和5年4月1日に西日本電信電話株式会社高知支店に無償譲渡することに伴い、南国市地域情報通信基盤整備事業が終了することから、本条例を廃止するものであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

最後に、議案第35号上倉・瓶岩北辺地に係る総合整備計画についてにつきましては、辺地対策事業債を利用した公共的施設の総合的な整備を行うため、令和5年度から令和9年度までの

5年間の上倉・瓶岩北辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画を策定するものであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

以上で、総務常任委員会の報告を終わります。同僚議員の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（浜田和子） 産業建設常任委員長福田佐和子議員。

＊

令和5年3月15日

南国市議会議長 浜田和子様

産業建設常任委員長

福田佐和子

産業建設常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから、南国市議会会議規則第103条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査結果	理由
第1号	令和4年度南国市一般会計補正予算 第1条歳入歳出予算の補正 歳出第6款農林水産業費 第7款商工費 第8款土木費	原案を可決すべきもの	適当と認める
第2号	令和4年度南国市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算	原案を可決すべきもの	適当と認める
第7号	令和4年度南国市水道事業会計補正予算（第2号）	原案を可決すべきもの	適当と認める
第8号	令和4年度南国市下水道事業会計補正予算（第2号）	原案を可決すべきもの	適当と認める
第9号	令和5年度南国市一般会計予算	原案を可決	やむを得ない

	第1条歳入歳出予算 歳出第5款労働費 第6款農林水産業費 第7款商工費 第8款土木費 第11款災害復旧費	すべきもの	ものと認める
第10号	令和5年度南国市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算	原案を可決 すべきもの	適当と認める
第12号	令和5年度南国市農業集落排水事業特別会計予算	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第15号	令和5年度南国市企業団地造成事業特別会計予算	原案を可決 すべきもの	適当と認める
第17号	令和5年度南国市水道事業会計予算	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第18号	令和5年度南国市下水道事業会計予算	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第32号	普通財産の無償貸付けについて	原案を可決 すべきもの	適当と認める
第33号	普通財産の無償貸付けについて	原案を可決 すべきもの	適当と認める

*

〔20番 福田佐和子議員登壇〕

○20番（福田佐和子） 産業建設常任委員会の審査の経過並びに結果につきまして、御報告申し上げます。

今期定例会におきまして当委員会に付託されました案件は、議案第1号、議案第2号、議案第7号から議案第10号まで、議案第12号、議案第15号、議案第17号、議案第18号、議案第32号、議案第33号の以上12件であります。去る15日に委員会を開催し、関係課長の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、以下、順次御報告を申し上げます。

まず、議案第1号令和4年度南国市一般会計補正予算、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第6款農林水産業費、第7款商工費、第8款土木費につきまして、歳出の主なものとして、農林水産業費関係では、農林振興育成補助金等事業費9,325万円を減額計上し、土木費関係では、防災・減災対策等強化事業費8,200万円及び都市再生整備事業費（図書館）1億4,126万円を増

額計上し、土地区画整理事業費3,420万円及び都市再生整備事業費（道路）1億4,126万円を減額計上するものです。審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第2号令和4年度南国市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出補正予算の規模は、3万4,000円の減額計上であります。歳入におきましては、繰越金3万4,000円を減額計上し、歳出におきましては、住宅新築資金等職員人件費3万4,000円を減額計上するものです。審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第7号令和4年度南国市水道事業会計補正予算につきましては、収益的収入及び支出におきまして、水道事業収益を200万円増額し、水道事業費用を559万5,000円減額するものです。水道事業収益につきましては新設分担金を増額し、水道事業費用につきましては原水及び浄水費を減額し総係費を増額し、資本的支出におきまして営業設備費を3,346万6,000円減額するものです。審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号令和4年度南国市下水道事業会計補正予算につきましては、収益的収入及び支出におきまして、下水道事業収益を1,804万4,000円、下水道事業費用を330万6,000円増額するものです。下水道事業収益につきましては一般会計負担金、一般会計補助金及び長期前受金戻入を増額し、下水道事業費用につきましては総係費を減額し、減価償却費及び資産減耗費を増額するものです。審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号令和5年度南国市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、歳出第5款労働費、第6款農林水産業費、第7款商工費、第8款土木費、第11款災害復旧費につきましては、歳出の主なものとして、労働費関係では、高知勤労者福祉サービスセンター及び労働金庫預託金1,800万円を計上し、農林水産業費関係では、農業振興育成補助金等事業費1億2,234万2,000円、市単独土地改良事業費1億500万円、多面的機能支払交付金事業費9,165万2,000円、高知南国地区国営緊急農地再編整備事業基金積立金5,000万円及び繰出金として農業集落排水事業特別会計繰出金1億3,757万2,000円を計上し、商工費関係では、商工振興費2,717万1,000円、ものづくりサポートセンター関連事業費3,712万8,000円及び観光費4,201万円を計上し、土木費関係では、道路維持費1億9,353万9,000円、市単独道路新設改良事業費1億1,262万1,000円、道路に係る社会資本整備総合交付金事業費2億3,460万円、橋梁等の長寿命化に係る道路更新防災等対策事業費1億4,400万円、都市再生整備事業費2億9,248万9,000円及び繰出金として下水道事業会計繰出金2億2,429万3,000円を計上するものです。審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号令和5年度南国市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算につきましては、歳入歳出それぞれ1,124万7,000円であり、歳入では、県支出金5,000円、諸収入2万1,000円及び繰越金1,122万1,000円を計上し、歳出では、人件費を含む貸付事業費1,124万7,000円を計上するものです。審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号令和5年度南国市農業集落排水事業特別会計予算につきましては、歳入歳出それぞれ1億9,722万5,000円であり、歳入では、受益者分担金及び使用料等の収入3,305万3,000円、一般会計繰入金1億3,757万2,000円並びに市債2,660万円を計上し、歳出では、主なものとして、人件費を含む農業集落排水総務費として4,169万4,000円、浜改田、久礼田及び国府処理場の維持管理費3,951万9,000円、公債費1億1,550万2,000円並びに予備費等51万円を計上するものです。審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号令和5年度南国市企業団地造成事業特別会計予算につきましては、歳入歳出それぞれ5億1,876万4,000円であり、歳入では、県支出金186万円及び南国日章産業団地の分譲に伴う財産収入5億1,690万4,000円を計上し、歳出では、工業団地造成事業費1,728万8,000円及び公債費5億147万6,000円を計上するものです。審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号令和5年度南国市水道事業会計予算につきまして、収益的収支では、収入7億1,739万円、支出6億4,299万4,000円とし、建設改良事業に伴う資本的収支では、収入2億2,100万円を、支出6億8,052万3,000円を予定しており、不足する額4億5,952万3,000円は、当年度分損益勘定留保資金2億1,865万8,000円、当年度分消費税資本的収支調整額4,042万7,000円及び減債積立金2億43万8,000円で補填するものです。審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号令和5年度南国市下水道事業会計予算につきまして、収益的収支では収入5億2,551万6,000円、支出5億2,393万3,000円であり、建設事業に伴う資本的収支では、収入3億9,941万4,000円、支出5億6,713万6,000円であります。不足する額1億6,772万2,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額703万8,000円、減債積立金3,667万4,000円、過年度分損益勘定留保資金1億2,401万円を補填するものです。審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第32号普通財産の無償貸付けについて及び議案第33号普通財産の無償貸付けについてにつきましては、株式会社南国オフィスパークセンターに対し、本棟及び別棟の敷地として、高知県と共有する土地及び南国市が所有する土地を、それぞれ無償で貸し付けております

が、ともに令和5年3月31日で貸付期間が満了することに伴い、同センターの健全な運営のため、引き続き令和5年4月1日から2年間の無償貸付けを行うものであります。審査の結果、いずれも適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

以上で、産業建設常任委員会の報告を終わります。同僚議員の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（浜田和子） 教育民生常任委員長杉本理議員。

＊

令和5年3月15日

南国市議会議長 浜田和子様

教育民生常任委員長

杉本理

教育民生常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから、南国市議会会議規則第103条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査結果	理由
第1号	令和4年度南国市一般会計補正予算 第1条歳入歳出予算の補正 歳出第3款民生費 第4款衛生費 第10款教育費	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第4号	令和4年度南国市国民健康保険特別会計補正予算	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第5号	令和4年度南国市介護保険特別会計補正予算	原案を可決 すべきもの	適当と認める
第6号	令和4年度南国市後期高齢者医療保険特別会計補正予算	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第9号	令和5年度南国市一般会計予算	原案を可決	やむを得ない

	第1条歳入歳出予算 歳出第3款民生費 第4款衛生費 第10款教育費	すべきもの	ものと認める
第13号	令和5年度南国市国民健康保険特別会計予算	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第14号	令和5年度南国市介護保険特別会計予算	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第16号	令和5年度南国市後期高齢者医療保険特別会計予算	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第20号	南国市学校給食運営委員会設置条例	原案を可決 すべきもの	適当と認める
第21号	南国市立公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例	原案を可決 すべきもの	適当と認める
第22号	南国市立防災コミュニティーセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第23号	南国市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案を可決 すべきもの	適当と認める
第24号	南国市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案を可決 すべきもの	適当と認める
第25号	南国市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案を可決 すべきもの	適当と認める
第26号	南国市子ども・子育て会議条例等の一部を改正する条例	原案を可決 すべきもの	適当と認める
第27号	南国市国民健康保険条例の一部を改正する条例	原案を可決 すべきもの	適当と認める
第34号	訴えの提起について	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める

*

〔1番 杉本 理議員登壇〕

○1番（杉本 理） 教育民生常任委員会の審査の経過並びに結果につきまして、御報告を申

上げます。

今期定例会におきまして当委員会に付託されました案件は、議案第1号、議案第4号から議案第6号まで、議案第9号、議案第13号、議案第14号、議案第16号、議案第20号から議案第27号まで、議案第34号の以上17件であります。去る3月15日、三木副市長はじめ、関係課長の出席を求め、慎重に審査を行いましたので、以下順次、御報告を申し上げます。

まず、議案第1号令和4年度南国市一般会計補正予算、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第3款民生費、第4款衛生費、第10款教育費についてであります。

民生費関係で主なものは、民営保育所等費5,741万2,000円、認定こども園事業費3,981万5,000円を増額計上し、後期高齢者医療関連事業費3,396万円を減額したものです。

教育費関係で主なものは、国営ほ場整備発掘調査等事業費4,852万2,000円を減額計上したもので、審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第4号令和4年度南国市国民健康保険特別会計補正予算につきましては、歳入歳出補正予算の規模は、1億2,017万3,000円の減額計上であり、歳入の主なものは、基金繰入金1,362万9,000円を増額計上し、県支出金1億529万6,000円及び繰入金2,850万6,000円を減額計上したものです。歳出の主なものは、国民健康保険職員人件費244万1,000円等を増額計上し、保険給付費1億2,000万円等を減額計上したもので、審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第5号令和4年度南国市介護保険特別会計補正予算につきましては、歳入歳出補正予算の規模は、155万9,000円の減額計上であります。歳入の主なものは、一般会計繰入金156万7,000円を減額計上し、歳出の主なものは、介護認定調査等費114万4,000円等を減額計上したもので、審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第6号令和4年度南国市後期高齢者医療保険特別会計補正予算につきましては、歳入歳出補正予算の規模は、248万7,000円を増額計上であります。歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料236万9,000円等を増額計上し、歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金236万9,000円等を増額計上したもので、審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号令和5年度南国市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、歳出第3款民生費、第4款衛生費、第10款教育費についてであります。

民生費関係で主なものは、障害者自立支援給付事業費12億8,215万1,000円、後期高齢者医療関連事業費7億8,524万9,000円、児童扶養手当費2億4,023万円、児童手当費6億8,216万

8,000円、民営保育所等費11億2,042万4,000円、認定こども園事業費4億1,508万4,000円、乳幼児等医療費助成事業費1億7,334万2,000円、公立保育所費5億6,752万3,000円、放課後児童対策事業費2億3,052万8,000円、生活保護扶助費15億5,550万円、繰出金として国民健康保険特別会計繰出金4億9,617万8,000円、介護保険特別会計繰出金7億3,977万2,000円、後期高齢者医療保険特別会計繰出金2億1,736万2,000円を計上しております。

衛生費関係で主なものは、公的病院運営助成金6,754万5,000円、予防接種委託料を含む保健衛生予防費1億4,640万円、妊婦・乳児等健康診査事業費4,053万7,000円、合併処理浄化槽設置整備事業費2,907万7,000円、香南清掃組合負担金及びごみ収集等委託料を含む塵芥処理関係事業費5億5,762万1,000円、最終処分場関係一般管理費8,153万9,000円、し尿処理施設運営事業費2億3,815万2,000円を計上しております。

教育費関係で主なものは、南国市アクションプラン事業費1,904万6,000円、公民館管理費8,261万円、地域交流センター運営事業費4,983万4,000円、瓶岩地区橋梁建築工事費を含む体育施設管理運営費2億6,551万円、給食センター運営事業費7,334万8,000円を計上したものであり、審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

なお、3款2項6目の児童福祉施設建設補助金等事業費においては、予算執行にあたり設置者は、児童送迎時の保護者の駐車場確保等、近隣住民に配慮するよう申し添えます。

次に、議案第13号令和5年度南国市国民健康保険特別会計予算につきましては、予算総額は、歳入歳出それぞれ56億6,633万3,000円で、前年度に比べ1億6,091万8,000円の減額予算となっております。

歳入では、国民健康保険税8億6,518万3,000円、県支出金42億8,780万円、諸収入等1,717万2,000円、一般会計等からの繰入金4億9,617万8,000円を計上しております。歳出では、職員人件費を含む総務費8,058万7,000円、保険給付費42億235万円、国民健康保険事業費給付金12億8,922万円、保険事業費4,786万円、基金積立金4,156万8,000円等を計上したものであり、審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第14号令和5年度南国市介護保険特別会計予算につきましては、予算総額は、歳入歳出それぞれ46億1,160万5,000円で、前年度に比べ2,563万2,000円の増額予算となっております。

歳入では、第1号被保険者の保険料8億3,421万3,000円、国庫支出金11億5,680万1,000円、支払基金交付金11億9,110万8,000円、県支出金6億4,965万5,000円、一般会計等からの繰入金7億7,977万2,000円等を計上しました。

歳出では、職員の人件費を含む総務費 1 億 197 万 5,000 円、保険給付費 42 億 8,160 万円、職員 2 名の人件費を含む地域支援事業費 2 億 1,930 万円、一般会計への繰出金を含む諸支出金 873 万円を計上したもので、審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第 16 号令和 5 年度南国市後期高齢者医療保険特別会計予算につきましては、予算総額は、歳入歳出それぞれ 8 億 2,668 万 3,000 円で、前年度に比べ、4,417 万 5,000 円の増額予算となっております。

歳入では、後期高齢者医療保険料等 6 億 819 万 1,000 円、一般会計繰入金 2 億 1,736 万 2,000 円等を計上し、歳出では職員の人件費を含む総務費 2,185 万円、後期高齢者医療広域連合納付金 8 億 368 万 3,000 円等を計上したもので、審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第 20 号南国市学校給食運営委員会設置条例につきましては、学校給食の適正かつ円滑な運営を図ることを目的として、学校給食の運営に関する事項の調査及び審議を行う南国市学校給食運営委員会地方自治法の規定により、本条例を制定するものであり、審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第 21 号南国市立公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例につきましては、白木谷公民館の所在地の誤りを修正するため、本条例の一部を改正するものであり、審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第 22 号南国市立防災コミュニティセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、三和防災コミュニティセンターのホール及び会議室の冷暖房料を見直すことから、本条例の一部を改正するものであり、審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第 23 号南国市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、懲戒権に関する規定を削除することから、本条例の一部を改正するものであり、審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第 24 号南国市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、本条例の一部を改正するもので、主な改正の内容は、利用乳幼児の移動のために自動車を運行

する際、乳幼児の所在の確認及び送迎用自動車への見落とし防止装置の義務化や事業所における乳幼児の安全確保に関する計画の策定等の義務化等であり、審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第25号南国市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、本条例の一部を改正するもので、主な改正の内容は、利用者の移動のために自動車を運行する際の利用者の所在の確認の義務化、事業所における利用者の安全確保に関する計画の策定等の義務化、業務継続計画の策定等の努力義務化であり、審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第26号南国市子ども・子育て会議条例等の一部を改正する条例につきましては、こども家庭庁設置法の施行に伴い、当該関係法律に係る条項ずれの修正が必要なことから、関係する条例の一部を改正するものであり、審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第27号南国市国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、出産育児一時金の支給額を引き上げることから、本条例の一部を改正するものであり、審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

最後に、議案第34号訴えの提起についてにつきましては、南国市が請求権を代位取得した第三者行為を原因とする介護給付に係る損害の賠償に関して、保険会社と交渉を重ねたが合意に至らず、相手方に対して、介護給付に係る損害の賠償金及び遅延損害金等を請求する訴えの提起を行うに当たり、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであり、審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

以上で、教育民生常任委員会の報告を終わります。同僚議員の御賛同をよろしく願いいたします。

○議長（浜田和子） これにて委員長の報告は終わりました。

＊

○議長（浜田和子） これよりただいまの委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 委員長報告に対する質疑を終結いたします。

＊

○議長（浜田和子） これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 討論を終結いたします。

—————*—————

○議長（浜田和子） これより採決に入ります。

まず、議案第1号から議案第8号まで、以上8件を一括採決いたします。委員長の報告はいずれも可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 御異議なしと認めます。よって、議案第1号から議案第8号まで、以上8件はいずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号を採決いたします。委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（浜田和子） 起立全員であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号から議案第18号まで、以上9件を一括採決いたします。委員長の報告はいずれも可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 御異議なしと認めます。よって、議案第10号から議案第18号まで、以上9件はいずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号から議案第35号まで、以上17件を一括採決いたします。委員長の報告はいずれも可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 御異議なしと認めます。よって、議案第19号から議案第35号まで、以上17件はいずれも原案のとおり可決されました。

—————*—————

承認要求書

○議長（浜田和子） 日程第36、承認要求書を議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長から委員会所管事項の調査に関する承認要求書が提出されております。

＊

承認要求書

総務常任委員会、産業建設常任委員会、教育民生常任委員会、議会運営委員会は、議会閉会中下記事件を調査いたしたいので承認されるよう南国市議会会議規則第98条の規定により要求します。

記

1. 事項 本委員会の所管に属する事項
1. 目的 所管事項の把握
1. 方法 委員会開催・調査のための視察等
1. 期間 調査終了まで

令和5年3月17日

南国市議会議長 浜田和子様

総務常任委員長 西本良平

産業建設常任委員長 福田佐和子

教育民生常任委員長 杉本理

議会運営委員長 前田学浩

＊

○議長（浜田和子） お諮りいたします。各常任委員長、議会運営委員長から提出されました承認要求書を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 御異議なしと認めます。よって承認することに決しました。

＊

議員派遣の件

○議長（浜田和子） 日程第37、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件につきまして、会議規則第159条の規定によりお手元に配付しておりますとおり決定したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件はお手元にお配りしましたとおり派遣することに決しました。

—————*—————

○議長（浜田和子） この際、お諮りいたします。ただいま決しました議員派遣の内容につきましては、諸般の事情により変更が生じる場合には、議長に一任をお願いしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

—————*—————

○議長（浜田和子） ただいま市長から追加議案の送付がありましたので、お手元へ配付いたしました。

.....

4南総第241号

令和5年3月17日

南国市議会議長 浜田和子様

南国市長 平山耕三

第429回南国市議会定例会の追加議案の送付について

第429回南国市議会定例会に提出する下記の追加議案を別紙のとおり送付します。

議案第38号 調停の申立てについて

議案第39号 南国市副市長の選任の同意について

.....

—————*—————

議案第38号、議案第39号

○議長（浜田和子） お諮りいたします。ただいま送付されました議案第38号及び議案第39号を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 御異議なしと認めます。よって、日程に追加し、議題といたします。提案理由の説明を求めます。市長。

〔平山耕三市長登壇〕

○市長（平山耕三） 早速でございますが、追加議案の提案理由を申し述べます。

議案第38号調停の申立てについて、平成14年に相手方と締結した十市保育園の事業の用に供するための土地に係る事業用借地権設定契約が満了することに伴い、これに代わる新たな契約の締結について、相手方と交渉を行ってまいりましたが、契約内容の合意に至っておりません。

南国市としては、早期に新たな契約の締結を図るため、民事調停の申立てを行うものであります。

つきましては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第39号南国市副市長の選任の同意について、南国市副市長として、北條邦寿氏を選任したく、地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

裏面に参考資料として、北條氏の略歴を添付しておりますので、御参照ください。

以上をもちまして、追加議案につきましての私からの提案理由の説明を終わります。何とぞよろしく御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浜田和子） これにて提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

議案第38号の質疑を許します。質疑はありませんか。14番前田学浩議員。

〔14番 前田学浩議員発言席〕

○14番（前田学浩） 先ほど市長から追加提案されました議案第38号の質疑を行います。

民事調停の詳しい内容につきましては答弁できない部分もあるかと思えます。調停開始の審議を我々議員がする前提として、なぜ園児の安全を担保する保育施設の契約が宙ぶらりんの未契約の状態になったのか、なぜ相手側から直ちに明け渡せということになったのか、質疑を行います。

まず、基本的な確認からさせてください。

民事調停は市役所が行うものであり、保育園の委託先の社会福祉法人は調停に関しては関係ないのでしょうか。調停における社会福祉法人の位置づけはどうなりますか、お伺いいたします。

次に、契約満了日は事前に分かっていたことであり、保育園の移転の予定が立っていないが契約を継続しないといけないことは数年前から分かっていたことですが、なぜもっと手前から慎重に、さらに慎重に相手先と契約更新の協議をしなかったのか、お伺いいたします。

次に、今回、相手方が懸念されている土砂災害警戒区域への対策について、市として園児の安全面から早期に対応するべきであったと考えますが、なぜ相手側に不安を持たすようなことになったのか、これまで警戒区域に対する対策の協議は相手先としていたのかお伺いいたします。

次に、この問題は大きな問題で広く知られ公になるとも思いますが、公になった場合、相手先が保育園の契約をしないということで悪いように取る市民が出てくる可能性が大いにあります。これは、契約を慎重に進めなかった市側が悪いのではないのでしょうか。公になった際に、相手側に対し誹謗中傷も出る可能性もあると考えられますが、市側はどのような対処をするつもりなのかお伺いいたします。

今議会一般質問の中で、なぜ東日本大震災から12年もたつのにいまだに移転先の予定すら立っていないということもあり、業務委託をしている法人が主体で移転先を考える旨の答弁が相変わらずずっとあったわけですが、移転先を業務委託先に任すというのはそれは平時の考え方であり、震災後数年も経過し、さらに今回の問題も含めもう既に非常事態の状態なんですから市が主体となって移転先の取組をしないといけないと考えますが、この件はどう思っているのかお伺いいたします。

今、質疑をしていることは、調停を認めるかどうかという議案に対して関係は薄いかと思っているかもしれませんが、要はこの調停をしないといけない状態になったことに対して反省と覚悟を持って調停に進もうとしているかということをお聞きしたいのです。調停の中身については相手先もあり、詳しくは聞くつもりはありません。繰り返しますが、園児の安全面を最低限担保する施設の契約がなぜ宙ぶらりんになったのかに対して市は反省はあるのですか。

以上、1問でお伺いします。

○議長（浜田和子） 答弁を求めます。子育て支援課長。

〔長野洋高子育て支援課長登壇〕

○子育て支援課長（長野洋高） お答えさせていただきます。

まず、調停における運営法人の位置づけということでございますが、借地権に係る契約につきましては市と地権者によるものであり、調停においては市と地権者の話し合いになるかと考えております。

続きまして、なぜ契約を慎重に進めなかったかという部分なんです。本契約の新契約につきましては令和3年10月から交渉を開始しておるところですが、その交渉の経過の中で地権者様側から土砂災害警戒区域、特別警戒区域に指定されたということのリスクに対する心配が示された経緯がございます。昨年11月までその対応につき協議を行ってまいりました。その後、契約の内容の協議に移ったものでございますが、契約内容等の協議にその後時間を要した経過がございます。

続きまして、土砂災害警戒区域への早期の対応、地権者様側の懸念に対する対応という部分ですが、令和3年に土砂災害警戒区域に指定されたということがありまして、借地に係る協議の中で地権者様側からそのことに対する御心配が示されたということがございます。協議の中で、土砂災害警戒区域、特別警戒区域の範囲のうちで擁壁等の対策がなされていない箇所については、今回の借地の範囲から一旦外すこと、またその部分への保護者等利用者の皆様の進入を行わないことなどの対応をするとのことで、地権者様からは一定の御理解をいただいているところでございます。このことで保護者の皆様、利用者の皆様には御不便をおかけしている部分がございますが、安全確保のためでございますので引き続き御理解、御協力をお願いしたいところでございます。なお、安全対策につきましては、現在、擁壁の設置などにつき県と協議を行っているところでございます。

続きまして、地権者様側への誹謗中傷等という部分につきましては、市が借地をさせていただかなければならないという状況はございます。交渉の中で、市の考え方、地権者の考え方で調整がついてない部分があるという状況であり、前田議員から地権者が悪いという声が出てくるのではないかと話がありましたが、市としてはあくまでそれぞれの考えがある中で、調停に上げることで話し合いでの解決を図っていくために今回議案の提案をさせていただいたところでございます。保護者の皆様には経過の説明をさせていただきたいと思っておりますが、その中でしっかり説明をさせていただきたいと考えております。

移転の取組についてですが、市としまして今後主体的に取り組んでまいります。

続きまして、今回の契約締結に向けては市としましても真摯に取り組んできたところではございますが、結果としてこのような状況になったことは申し訳なく思っております。今後、できるだけ早期に話し合いによる解決を図れるよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（浜田和子） 前田学浩議員。

○14番（前田学浩） 答弁をありがとうございますと言いたいですけれど、相手先の疑念が果たして晴れていくのだろうかという疑念を正直言いまして持ちました。

我々市議も、今議会で何人かの議員が質問しましたように、保育、子育ての中で例えば兄弟での園児の振り分けを別施設になって困っている件とか、さらに保育士の増員の件とか質問したわけですが、いずれも答弁はテクニカルに処理してるとか人の配置は国の基準でやっているととかそういう答弁であったというふうに思います。

今回、一番大切な園児の安全性を最低限担保する施設の確保ができていない、さらに先方からは契約終了を宣言されて明け渡してくれとまで言われている状況を考えると、子育て全体の施策をどうやっていたのか、正直開いた口が塞がりません。南国市の人口を維持するためにも子育て政策を重点に行うということはずっと言ってるわけですが、今回出てきている園児の安全面を最低限担保する施設の確保ができていないという状態を思いますと、施策で言うことと現状で現れていることはあまりにも違うのではないかとこのように疑念を持ちます。

今回調停をやられて相手側がすぐ納得されるとはなかなか今の答弁を聞いた上では思いませんけれども、市側は猛省して相手側と向き合って行っていただきたい。それと同時に、先ほど課長が答弁していただいたんですけれど、保育の高台移転については市が主体を持って取り組んでいただくよう求めて質疑を終わります。以上です。

○議長（浜田和子） 答弁はよろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 議案第38号の質疑を終結いたします。

議案第39号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 議案第39号の質疑を終結いたします。

＊

○議長（浜田和子） お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第38号及び議案第39号、以上2件は会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

—————*—————

○議長（浜田和子） これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 討論を終結いたします。

—————*—————

○議長（浜田和子） これより採決に入ります。

まず、議案第38号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（浜田和子） 起立全員であります。よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第39号を採決いたします。本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（浜田和子） 起立全員であります。よって、議案第39号は同意することに決しました。

—————*—————

議発第1号から議発第12号まで

○議長（浜田和子） ただいま議発第1号から議発第12号まで、以上12件の意見書等が提出されましたので、お手元へ配付いたしました。

—————*—————

議発第1号

南国市議会の個人情報の保護に関する条例の提出について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出する。

令和5年3月17日提出

提出者	南国市議会議員	前	田	学	浩
賛成者	〃	土	居	篤	男
	〃	西	山	明	彦
	〃	神	崎	隆	代

賛成者	南国市議会議員	植	田	豊
	〃	岩	松	永 治
	〃	斉	藤	喜美子
	〃	今	西	忠 良
	〃	岡	崎	純 男

南国市議会議長 浜 田 和 子 様

.....

議発第1号

南国市議会の個人情報の保護に関する条例

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 個人情報等の取扱い（第4条—第16条）

第3章 個人情報ファイル（第17条）

第4章 開示、訂正及び利用停止

第1節 開示（第18条—第30条）

第2節 訂正（第31条—第37条）

第3節 利用停止（第38条—第43条）

第4節 審査請求（第44条—第46条）

第5章 雑則（第47条—第52条）

第6章 罰則（第53条—第57条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、南国市議会（以下「議会」という。）における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）
- (2) 個人識別符号が含まれるもの

2 この条例において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、議長が定めるものをいう。

- (1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの
- (2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

3 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして議長が定める記述等が含まれる個人情報をいう。

4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員（以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、南国市行政情報公開条例（平成13年南国市条例第39号。以下「情報公開条例」という。）第2条第2号に規定する行政情報（以下「行政情報」という。）に限る。

5 この条例において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であつて、

次に掲げるものをいう。

- (1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
 - (2) 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの
- 6 この条例において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- 7 この条例において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。
- (1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
 - (2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- 8 この条例において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものという。
- (1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
 - (2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- 9 この条例において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。
- 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための

番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

11 この条例において「保有特定個人情報」とは、職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、行政情報に限る。

12 この条例において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）別表第1に掲げる法人をいう。

13 この条例において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。

（議会の責務）

第3条 議会は、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

第2章 個人情報等の取扱い

（個人情報の保有の制限等）

第4条 議会は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第12条第2項第2号及び第3号並びに第4章において同じ。）の規定によりその権限に属する事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2 議会は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 議会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（利用目的の明示）

第5条 議会は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

(1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

(2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

(3) 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又

は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(不適正な利用の禁止)

第6条 議会は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(適正な取得)

第7条 議会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(正確性の確保)

第8条 議会は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

(安全管理措置)

第9条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、議会に係る個人情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

(従事者の義務)

第10条 個人情報の取扱いに従事する職員若しくは職員であった者、前条第2項の業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下この条及び第53条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(漏えい等の通知)

第11条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとしてその定めるものが生じたときは、本人に対し、その定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。

(2) 当該保有個人情報に第20条各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。

(利用及び提供の制限)

第12条 議会は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、議会は、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

(2) 議会が法令の規定によりその権限に属する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

(3) 市長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第8条第2項の規定により管理者の権限を行う市長を含む。）、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、法第2条第8項に規定する行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の条例の規定の適用を妨げるものではない。

4 議長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための議会の内部における利用を議会の事務局の特定の職員に限るものとする。

5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第29条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条第1項	法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的	利用目的以外の目的
	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない
第12条第2項	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する
第12条第2項第1号	本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき
第38条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき

第38条第1項第2号	第12条第1項及び第2項	番号利用法第19条
------------	--------------	-----------

(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第13条 議長は、利用目的のために又は前条第2項第3号若しくは第4号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第14条 議長は、第三者に個人関連情報を提供する場合（当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。）において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(仮名加工情報の取扱いに係る義務)

第15条 議会は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。以下この条及び第49条において同じ。）を第三者（当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。）に提供してはならない。

2 議長は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

3 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに法第41条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。）を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。

4 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電

磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて議長が定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。

5 前各項の規定は、議会に係る仮名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

（匿名加工情報の取扱いに係る義務）

第16条 議会は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは法第43条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

2 議会は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして議長が定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 前2項の規定は、議会に係る匿名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

第3章 個人情報ファイル

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

(1) 個人情報ファイルの名称

(2) 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称

(3) 個人情報ファイルの利用目的

(4) 個人情報ファイルに記録される項目（以下この条において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第1号カにおいて同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（次項第2号において「記録範囲」という。）

(5) 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この条において「記録情報」という。）の収集方法

(6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

(7) 記録情報を議会以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先

(8) 次条第1項、第31条第1項又は第38条第1項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地

(9) 第31条第1項ただし書又は第38条第1項ただし書に該当するときは、その旨

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 次に掲げる個人情報ファイル

ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）

イ 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル

ウ 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル

エ 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの

オ 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの

カ 本人の数が議長が定める数に満たない個人情報ファイル

キ アからカまでに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル

(2) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの

(3) 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル

3 第1項の規定にかかわらず、議長は、記録項目の一部若しくは同項第5号若しくは第7号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

第4章 開示、訂正及び利用停止

第1節 開示

(開示請求権)

第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

- 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この章において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この章及び第48条において「開示請求」という。）をすることができる。

(開示請求の手續)

第19条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「開示請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

(1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政情報の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

- 2 前項の場合において、開示請求をする者は、議長が定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

- 3 議長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(保有個人情報の開示義務)

第20条 議長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 開示請求者（第18条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第27条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者

以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 議会の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(5) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 議長が第24条各項の決定（以下「開示決定等」という。）をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ウ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

カ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

（部分開示）

第21条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（裁量的開示）

第22条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

（保有個人情報の存否に関する情報）

第23条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだ

けで、不開示情報を開示することとなるときは、議長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第24条 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し議長が定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第5条第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第25条 開示決定等は、開示請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第19条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第26条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から60日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、議長は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等を行う期限

2 前条の規定による開示決定等を行わなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第27条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第45条第2項第3号及び第46条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、議長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、議長が定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定（以下この章において「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第20条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第22条の規定により開示しようとするとき。

3 議長は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、議長は、開示決定後直ちに、当該意見書（第45条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第28条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して議長が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、議長は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 議長は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧

に供しなければならない。

3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、議長が定めるところにより、議長に対し、その求める開示の実施の方法等を申し出なければならない。

4 前項の規定による申出は、第24条第1項に規定する通知があった日から30日以内に行わなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

(他の法令による開示の実施との調整)

第29条 議長は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(開示請求の手数料)

第30条 議長に対し開示請求をする場合の手数料の額は、零円とする。

第2節 訂正

(訂正請求権)

第31条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第38条第1項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この章において同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

(2) 開示決定に係る保有個人情報であつて、第29条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの

2 代理人は、本人に代わつて前項の規定による訂正の請求（以下この章及び第48条において「訂正請求」という。）をすることができる。

3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行わなければならない。

(訂正請求の手続)

第32条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「訂正請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

- (1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項
- (3) 訂正請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、議長が定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この章において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の訂正義務）

第33条 議長は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

（訂正請求に対する措置）

第34条 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限）

第35条 前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があつた日から30日以内しなければならない。ただし、第32条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第36条 議長は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 訂正決定等をする期限

2 前条の規定による訂正決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

(保有個人情報の提供先への通知)

第37条 議長は、第34条第1項の決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第3節 利用停止

(利用停止請求権)

第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この章において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

- (1) 第4条第2項の規定に違反して保有されているとき、第6条の規定に違反して取り扱われているとき、第7条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去
- (2) 第12条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この章及び第48条において「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

(利用停止請求の手續)

第39条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「利用停止請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

- (1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項
- (3) 利用停止請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、議長が定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この章において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の利用停止義務）

第40条 議長は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、議会における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（利用停止請求に対する措置）

第41条 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（利用停止決定等の期限）

第42条 前条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があつた日から30日以内にしなければならない。ただし、第39条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同

項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第43条 議長は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 利用停止決定等をする期限

2 前条の規定による利用停止決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

第4節 審査請求

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第44条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

(審査会への諮問)

第45条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、議長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、南国市行政情報公開条例（平成13年南国市条例第39号）第17条第1項に規定する南国市行政情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合
- (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定により諮問した場合には、議長は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第2号において同じ。）

(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等）

第46条 第27条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第5章 雑則

（適用除外）

第47条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する行政情報に限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第4章（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

（開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等）

第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

（個人情報等の取扱いに関する苦情処理）

第49条 議長は、議会における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(審議会への諮問)

第50条 議長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、南国市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年南国市条例第40号）第10条に規定する南国市個人情報保護運営審議会に諮問することができる。

(施行の状況の公表)

第51条 議長は、毎年度、この条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(委任)

第52条 この条例の実施に関し必要な事項は、議長が定める。

第6章 罰則

第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第56条 前3条の規定は、市の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第57条 偽りその他不正の手段により、第24条第1項の決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

—*—

議発第2号

市長の専決処分事項の指定の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出する。

令和5年3月17日提出

提出者	南国市議会議員	前田学浩
賛成者	〃	岡崎純男
〃	〃	今西忠良
〃	〃	斉藤喜美子
〃	〃	岩松永治
〃	〃	植田豊
〃	〃	神崎隆代
〃	〃	西山明彦
〃	〃	土居篤男

南国市議会議長 浜田和子様

議発第2号

市長の専決処分事項の指定の一部改正について

市長の専決処分事項の指定についての一部を次のように改正し、議決の日から施行する。

第3項中「制定する市営住宅」を「規定する市営住宅その他市が貸与する住宅」に「市営住宅の」を「当該住宅の」に改め、同項の次に次の1項を加える。

- 4 地方自治法第96条第1項第12号に規定するもののうち、100万円以下のものに関する訴えの提起、和解及び調停に関すること。

＊

議発第3号

畜産危機打開のための緊急対策を求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

令和5年3月17日提出

提出者	南国市議会議員	斉藤喜美子
賛成者	〃	野村新作
〃	〃	西本良平
〃	〃	植田豊
〃	〃	岩松永治
〃	〃	丁野美香
〃	〃	浜田憲雄
〃	〃	岡崎純男
〃	〃	前田学浩
〃	〃	神崎隆代
〃	〃	土居恒夫
〃	〃	西川潔
〃	〃	西山明彦
〃	〃	有沢芳郎
〃	〃	中山研心
〃	〃	今西忠良
〃	〃	土居篤男
〃	〃	杉本理
〃	〃	福田佐和子

南国市議会議長 浜田和子様

.....

議発第3号

畜産危機打開のための緊急対策を求める意見書

今、日本の酪農・畜産は、史上最悪の危機に直面しています。

飼料をはじめあらゆる生産資材、光熱費等が高騰しているにも関わらず、生産費の上昇を乳価や畜産物価格に転嫁できず、雪崩を打つように離農・廃業・倒産しています。

北海道では2020年に5,800戸いた酪農家が、現在では5,000戸を割る事態にまで陥っており、肉用牛、養豚、養鶏も経営危機です。このままでは日本から酪農・畜産産業が消えかねない非常事態です。

しかし、政府からは、離農・廃業を食い止める有効な対策は打ち出されていません。

乳製品の過剰在庫が乳価引上げの足かせになっているのに、輸入は減らさず、牛の淘汰に補助金が出されています。

酪農家が切望する緊急の経営支援は検討すらされず、乳価引上げ交渉に国が責任を持ってイニシアチブを発揮することもしていません。

配合飼料は価格安定制度が機能しなくなっており、今の事態が続けば国民は国内産の牛乳や畜産品を手に入れることが困難になります。

史上最悪の危機に直面している日本の酪農・畜産の危機を打開するため、次のような施策を早急に実施するよう強く要望する。

記

1. 配合飼料価格安定制度への国の拠出を増額すること。
2. 飼料高騰前の価格との差額を全額補填すること。
3. 畜産農家を救済する新たな補助・融資制度など金銭面での支援策を緊急に整備すること。
4. 子供の成長と国民の健康維持に不可欠な牛乳は国内で生産すること。
5. 日本の農畜産業を守るため、乳製品の輸入量を削減し、生乳の生産抑制を行わないこと。
6. 政府の責任において乳製品を買上げ、人道支援等を行うこと。
7. 生産抑制を行う際には、生産者への十分な補填を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月17日

南 国 市 議 会

衆 議 院 議 長	細 田 博 之 様
参 議 院 議 長	尾 辻 秀 久 様
内 閣 総 理 大 臣	岸 田 文 雄 様
農 林 水 産 大 臣	野 村 哲 郎 様
経 済 産 業 大 臣	西 村 康 稔 様

議発第4号

アスベスト被害を抑える対策の強化を求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

令和5年3月17日提出

提出者	南国市議会議員	神 崎 隆 代
賛成者	〃	野 村 新 作
〃	〃	斉 藤 喜美子
〃	〃	西 本 良 平
〃	〃	植 田 豊
〃	〃	岩 松 永 治
〃	〃	丁 野 美 香
〃	〃	浜 田 憲 雄
〃	〃	岡 崎 純 男
〃	〃	前 田 学 浩
〃	〃	土 居 恒 夫
〃	〃	西 川 潔
〃	〃	西 山 明 彦
〃	〃	有 沢 芳 郎
〃	〃	中 山 研 心
〃	〃	今 西 忠 良
〃	〃	杉 本 理
〃	〃	福 田 佐和子
〃	〃	土 居 篤 男

南国市議会議長 浜 田 和 子 様

.....

議発第4号

アスベスト被害を抑える対策の強化を求める意見書

現在、アスベストの健康被害が生じた場合は、「労働者災害補償保険制度（労災保険制度）」による補償や、石綿健康被害救済法や建設アスベスト救済制度による給付金等が支給されている。しかし、アスベストによる健康被害は今も増え続けており、アスベストの健康被害を受けた方々からは、一日も早い治療法の確立が求められている。

また今後は、アスベスト建材の使用ピークから約50年が経過し、当時建築されたビルや家屋の老朽化による解体もピークとなる。

そこで政府においては、今後のアスベストによる健康被害者の治療法の一日も早い確立と、アスベスト被害の発生防止に向け、以下の事項に全力で取り組むことを強く求める。

記

1. アスベストによる健康被害者の治療や進行抑制に効果のある研究・開発を促進し、そのための安定的な予算を確保すること。
2. 地域の建築物におけるアスベストが含まれる建材の使用の有無の事前調査と解体・処分までの追跡調査を強化すること。
3. 改正大気汚染防止法施行による建物の解体などにおける飛散防止対策の実施状況調査を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月17日

南 国 市 議 会

厚 生 労 働 大 臣	加 藤 勝 信 様
環 境 大 臣	西 村 明 宏 様
国 土 交 通 大 臣	斉 藤 鉄 夫 様

＊

議発第5号

新型コロナウイルス感染症の後遺症の方々の日常を守る取組の強化を求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

令和5年3月17日提出

提出者	南国市議会議員	神 崎 隆 代
賛成者	〃	野 村 新 作
〃	〃	斉 藤 喜美子
〃	〃	西 本 良 平
〃	〃	植 田 豊
〃	〃	岩 松 永 治
〃	〃	丁 野 美 香
〃	〃	浜 田 憲 雄
〃	〃	岡 崎 純 男
〃	〃	前 田 学 浩
〃	〃	土 居 恒 夫
〃	〃	西 川 潔
〃	〃	西 山 明 彦
〃	〃	有 沢 芳 郎
〃	〃	中 山 研 心
〃	〃	今 西 忠 良
〃	〃	土 居 篤 男
〃	〃	杉 本 理
〃	〃	福 田 佐和子

南国市議会議長 浜 田 和 子 様

.....
議発第5号

新型コロナウイルス感染症の後遺症の方々の日常を守る取組の強化を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の罹患者の中で、疲労感・倦怠感などの罹患後症状、いわゆる後遺症を訴える方が増えている。実際に、倦怠感、呼吸困難感、集中力の低下、記憶力の低下、睡眠障害など、仕事や学業の継続が困難になる方も多いと言われている。

後遺症は社会生活上、非常に影響が大きく、例えば、子供の場合は自分から症状を訴えることが難

しいため、怠けていると捉えられてしまうおそれもある。

感染拡大から3年が経過し、新型コロナへの向き合い方も変わる中で、後遺症に悩み生活に大きな影響を受けている方々の治療等の確立は大変に重要な課題である。

よって政府に対して、新型コロナウイルス感染症の後遺症の方々に寄り添い、一人一人の日常を守るために、以下の事項について積極的な取組を求める。

記

1. 新型コロナウイルス感染症の後遺症の発生状況について、非常に近い症状の筋痛性脳脊髄炎／慢性疲労症候群（ME／CFS）との関連も含めた、実態調査を推進すること。
2. 一部医療機関で実施されている、Bスポット療法（EAT・上咽頭擦過療法）等の検証を進めるとともに、療法の標準化により、後遺症に対応できる医療機関や相談窓口を拡充すること。
3. 自己免疫疾患との関連など、新型コロナウイルス感染症による後遺症の原因究明と新たな治療法の確立に向けた研究予算を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月17日

南 国 市 議 会

厚 生 労 働 大 臣 加 藤 勝 信 様
財 務 大 臣 鈴 木 俊 一 様

＊

議発第6号

带状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

令和5年3月17日提出

提出者	南国市議会議員	神 崎 隆 代
賛成者	〃	野 村 新 作
〃	〃	芥 藤 喜美子
〃	〃	西 本 良 平
〃	〃	植 田 豊

賛成者	南国市議会議員	岩 松 永 治
〃	〃	丁 野 美 香
〃	〃	浜 田 憲 雄
〃	〃	岡 崎 純 男
〃	〃	前 田 学 浩
〃	〃	土 居 恒 夫
〃	〃	西 川 潔
〃	〃	西 山 明 彦
〃	〃	有 沢 芳 郎
〃	〃	中 山 研 心
〃	〃	今 西 忠 良
〃	〃	杉 本 理
〃	〃	福 田 佐和子
〃	〃	土 居 篤 男

南国市議会議長 浜 田 和 子 様

.....

議発第6号

带状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書

带状疱疹は、過去に水痘に罹患した者が、加齢や過労、ストレスなどによる免疫力の低下により、体内に潜伏する带状疱疹ウイルスが再燃し発症するものである。

日本人では、50歳代から発症率が高くなり、80歳までに3人に1人が発症するといわれており、治療が長引くケースや後遺症として痛みなどの症状が残るケースもある。

この带状疱疹の発症予防のために、ワクチンが有効とされているが、費用が高額になることから接種を諦める高齢者も少なくない。

带状疱疹による神経の損傷によって、その後も痛みが続く「带状疱疹後神経痛」と呼ばれる合併症に加え、角膜炎、顔面神経麻痺、難聴などを引き起こし、目や耳に障害が残ることもあるとも言われている。

そこで政府に対して、一定の年齢以上の国民に対するワクチンの有効性等を早急に確認し、带状疱疹

疹ワクチンの助成制度の創設や予防接種法に基づく定期接種化を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月17日

南 国 市 議 会

厚 生 労 働 大 臣 加 藤 勝 信 様

財 務 大 臣 鈴 木 俊 一 様

—*—

議発第7号

認知症の人も家族も安心な社会の構築を求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

令和5年3月17日提出

提出者	南国市議会議員	神 崎 隆 代
賛成者	〃	野 村 新 作
〃	〃	芥 藤 喜美子
〃	〃	西 本 良 平
〃	〃	植 田 豊
〃	〃	岩 松 永 治
〃	〃	丁 野 美 香
〃	〃	浜 田 憲 雄
〃	〃	岡 崎 純 男
〃	〃	前 田 学 浩
〃	〃	土 居 恒 夫
〃	〃	西 川 潔
〃	〃	西 山 明 彦
〃	〃	有 沢 芳 郎
〃	〃	中 山 研 心
〃	〃	今 西 忠 良

賛成者 南国市議会議員 土 居 篤 男
 " " 杉 本 理
 " " 福 田 佐和子

南国市議会議長 浜 田 和 子 様

.....
議発第7号

認知症の人も家族も安心な社会の構築を求める意見書

日本における認知症の人の数は推計値で約600万人を超え、高齢化率の上昇に伴い、今後も増加が見込まれており、将来を見据えての備えの拡充が求められている。

今日、認知症の方への介護や医療の分野においては、認知症に対する知識や経験の蓄積や、認知症を進行させる要因の解明など、大きな進展が見られる。

また、地域や家庭においては、家族をはじめ周囲の人々の正しい知識と理解のもと、認知症の人の尊厳と日常を守る、認知症との共生型社会への転換が求められている。

よって政府において、認知症の人も家族も安心して暮らせる地域の構築のために、また認知症の人や家族の困難を最小限に抑えるために、以下の事項について特段の取組を求める。

記

1. 認知症の人に初期の段階から、家族や周囲の人々が、適切に対応するための、認知症サポーター等の育成促進や、身近な薬局や介護施設等への相談窓口の開設を支援すること。
2. 認知症の重症化抑制や認知機能の維持のための、当事者や家族との連携を重視しながらの、薬や対処法等の研究開発体制を強化すること。
3. 認知症グループホームへの低所得者や圏域外の人々も含めた入所の仕組みづくりなど、認知症の人と家族に寄り添う制度を整備すること。
4. 認知症のリスク低減につながる、生活習慣や栄養補給など、国民の日常をサポートする、知識や情報を提供する体制を整備すること。
5. 認知症に対する施策を、国と地域が一体となって、総合的かつ総体的に推進するための、「(仮称)認知症基本法」を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月17日

南 国 市 議 会

衆 議 院 議 長 細 田 博 之 様
参 議 院 議 長 尾 辻 秀 久 様
厚 生 労 働 大 臣 加 藤 勝 信 様

—*—

議発第8号

学校部活動の地域移行に関する意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

令和5年3月17日提出

提出者	南国市議会議員	杉 本 理
賛成者	〃	西 川 潔
〃	〃	土 居 恒 夫
〃	〃	西 山 明 彦
〃	〃	中 山 研 心
〃	〃	今 西 忠 良
〃	〃	土 居 篤 男
〃	〃	福 田 佐和子
〃	〃	前 田 学 浩
〃	〃	丁 野 美 香
〃	〃	浜 田 憲 雄
〃	〃	植 田 豊
〃	〃	岩 松 永 治
〃	〃	西 本 良 平
〃	〃	岡 崎 純 男
〃	〃	野 村 新 作
〃	〃	芥 藤 喜美子
〃	〃	神 崎 隆 代

賛成者 南国市議会議員 有 沢 芳 郎

南国市議会議長 浜 田 和 子 様

.....
議発第8号

学校部活動の地域移行に関する意見書

先般、スポーツ庁と文化庁の有識者会議は、持続可能な部活動と教職員の働き方改革に対応するため、公立中学校の休日の部活動を皮切りに、令和7年度をめどに段階的な地域移行を実施する内容の提言をまとめた。

スポーツ庁の有識者会議の提言後間もなく、全国市長会は、運動部活動の地域移行に関する緊急意見をとりまとめ、多くの自治体に広がっている懸念の声に応えるよう、国の責任、移行期間、部活動の教育的意義、費用負担の在り方、スポーツ団体等の整備充実、スポーツ指導者等の人材の確保、保険の在り方などに関する具体的な項目を挙げ、政府に措置を求めた。

日本の教職員の長時間労働の実態は世界的に見ても異常であり、早急な対応が求められることから、このたびの地域移行は一つの選択肢としては理解する。しかし、国はこれまで部活動を学校教育の一環である教育活動として位置づけてきた。それは、生徒の自主的な活動である部活動が、教育基本法が教育の目的として定める人格の完成において重要な取組だからである。

本議会は、全国市長会の緊急意見書に賛同の意を表明するとともに、文化系部活動に関しても同様の措置を求める。

よって、下記の事項について要望する。

記

1. 学校部活動は、これまで教育活動の一環として実施されてきたものであることから、国が中心となって、地域移行の必要性や方向性を明確に示し、地域、教職員、生徒、保護者、スポーツ・文化芸術団体等の理解と協力を得ること。
2. 部活動の地域移行に伴い、過大な保護者負担が生じないよう、国の責任において財政負担のスキームを明確にすること。また、経済的に困窮する家庭の生徒が活動機会を失うことのないよう、必要な措置を講じること。
3. 受皿となるスポーツ・文化芸術団体等の整備充実を図るとともに、持続可能な自主運営を担保するための必要な財政支援を行うこと。

4. 専門性や資質を有する指導者を確保するため、国において財政措置を講じること。また、学校における教職員の働き方改革推進を踏まえつつ、部活動の段階的な地域移行に向け、部活動指導員の養成・配置に係る財政措置の継続・充実を図ること。
5. 地域移行後も安心して活動に参加できるよう、活動に関する保険については、費用負担と給付水準が従来の日本スポーツ振興センターの災害共済給付と同程度の保障となるよう、必要な措置を講じること。
6. 学校教育の一環である部活動を人格の完成を目標とすることと位置づけ、教職員の負担軽減につながるよう、部活動を含む教員の全ての業務を勤務時間内に収める取組も推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月17日

南 国 市 議 会

衆 議 院 議 長	細 田 博 之 様
参 議 院 議 長	尾 辻 秀 久 様
内 閣 総 理 大 臣	岸 田 文 雄 様
財 務 大 臣	鈴 木 俊 一 様
文 部 科 学 大 臣	永 岡 桂 子 様
ス ポ ー ツ 庁 長 官	室 伏 広 治 様
文 化 庁 長 官	都 倉 俊 一 様

—*—

議発第9号

「森林・林業基本計画」の推進を求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

令和5年3月17日提出

提出者	南国市議会議員	今 西 忠 良
賛成者	〃	西 川 潔
	〃	土 居 恒 夫

賛成者	南国市議会議員	西 山 明 彦
〃	〃	中 山 研 心
〃	〃	有 沢 芳 郎
〃	〃	土 居 篤 男
〃	〃	福 田 佐和子
〃	〃	杉 本 理
〃	〃	前 田 学 浩
〃	〃	岩 松 永 治
〃	〃	西 本 良 平
〃	〃	植 田 豊
〃	〃	丁 野 美 香
〃	〃	浜 田 憲 雄
〃	〃	斉 藤 喜美子
〃	〃	野 村 新 作
〃	〃	岡 崎 純 男
〃	〃	神 崎 隆 代

南国市議会議長 浜 田 和 子 様

.....
議発第9号

「森林・林業基本計画」の推進を求める意見書

我が国の森林は国土の7割を占め、国土保全、水源の涵養、地球温暖化防止等多面的な機能を有しており、国民全体に様々な恩恵をもたらしている。これらの機能を十全に果たすためには、間伐などの森林整備を着実に実施する必要がある。

また、森林吸収源対策に係る間伐等森林整備量に必要な予算の確保、「2050年カーボンニュートラル」に係る森林整備をはじめとする森林分野での施策の拡充を図るためにも、林野関連予算の確保・拡充が重要となっている。

また、森林環境譲与税については、2023年度政府税制改正大綱において、「各地域における取組の進展状況や地方公共団体の意見を考慮しつつ、森林整備をはじめとする必要な施策の推進につながる

方策を検討する」とされたことも踏まえ、これまでの森林施策では対応できなかった奥地等の森林整備を着実に進展させるため、税の主旨に基づく用途やその実態に応じた譲与基準への見直しを行うことも必要となっている。

森林整備を進めていくことは、国土保全などの森林の公益的機能の発揮のみならず、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものである。

そうしたことから、下記の実現を強く要請する。

記

1. 「森林・林業基本計画」に掲げる施策の具体化を図るために必要な予算の確保、拡充を図ること。

また、間伐や再生林をはじめとする森林整備の推進と地球温暖化防止森林吸収源対策に係る必要な予算の確保、拡充を図ること。

さらには、「2050年カーボンニュートラル」に係る森林整備をはじめとする森林分野での施策の拡充を図ること。

2. 森林資源の循環利用確立のための主伐後の確実な再生林に向け、国の責務を明確にし、再生林に対する公的補助の拡充、苗木の安定供給体制の確立や鳥獣害対策などを講じること。

3. 「森林環境譲与税」については、これまでの森林施策では対応できなかった奥地等の森林整備を着実に進展させるため、税の主旨に基づく用途とすることや、譲与基準の見直しを行うこと。

4. 森林経営管理制度による市町村の森林整備を促進するため、市町村の林業部門担当職員の育成・確保を図る仕組みを確立するとともに、森林整備施策等を担う林業事業者の育成、林業労働者の確保、就業条件改善に向けた対策の強化、林業労働者の所得の向上、労働安全対策の強化など、「森林経営管理法」「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」に係わる附帯決議の具体化に向け、国が責任を持った対策を図ること。

5. 「山村振興法」の基本理念、附帯決議に基づき、山村地域において雇用の拡大・改善を行う企業に対する支援措置等、具体的施策を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月17日

南 国 市 議 会

衆 議 院 議 長 細 田 博 之 様

参議院議長	尾辻秀久様
内閣総理大臣	岸田文雄様
財務大臣	鈴木俊一様
農林水産大臣	野村哲郎様
環境大臣	西村明宏様
総務大臣	松本剛明様
林野庁長官	織田央様

*

議発第10号

地域のグリーントランスフォーメーション（GX）の促進を求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

令和5年3月17日提出

提出者	南国市議会議員	神崎隆代
賛成者	〃	野村新作
〃	〃	斉藤喜美子
〃	〃	西本良平
〃	〃	植田豊
〃	〃	岩松永治
〃	〃	丁野美香
〃	〃	浜田憲雄
〃	〃	岡崎純男
〃	〃	前田学浩
〃	〃	有沢芳郎
〃	〃	中山研心
〃	〃	今西忠良
〃	〃	福田佐和子
〃	〃	杉本理
〃	〃	土居篤男

南国市議会議長 浜田和子様

.....
議発第10号

地域のグリーントランスフォーメーション（GX）の促進を求める意見書

気候変動により、世界中で大規模な自然災害が発生するなど、気候変動への対応は今や人類共通の課題となっている。世界的に脱炭素への機運が高まる中、我が国においても2030年の温室効果ガス46%削減、2050年のカーボンニュートラル実現という目標を掲げている。そのためにも、石炭火力の段階的な削減を進めるべきである。

今こそ、需要サイドにおける徹底した省エネや循環経済の構築とともに、供給サイドにおける再生可能エネルギー等の普及拡大による、地域のグリーントランスフォーメーション（GX）が必要である。

よって政府においては、飛躍的な省エネと革新的な創エネによる地域のGXで、新しい経済成長を実現するために、下記の事項に総力を挙げて取り組むことを強く要請する。

記

1. 各家庭の省エネ促進に向けて、関係省庁で連携して、省エネ効果の高い断熱窓への改修など住宅の省エネ化や、太陽光発電と蓄電池を組み合わせた電力の自給自足への支援を強化すること。
2. 天候に左右されて出力変動が起きてしまう再生可能エネルギーの特性を補うため、蓄電池の大容量化・低コスト化とともに、余剰電気を水素で蓄えること等を可能とするための研究開発を加速すること。
3. 家庭向けのヒートポンプ給湯器や家庭用燃料電池など、また産業向けの産業用ヒートポンプやコージェネレーションなど、熱需要の脱炭素化・熱の有効利用に向けた設備等の導入を促進すること。
4. 2030年代後半に想定される太陽光パネルの大量廃棄に備えて、廃棄や再生の施設整備への投資の促進や、太陽光発電施設の維持管理や更新など、再エネによる電力供給量を確保するための制度的措置を検討すること。
5. 「系統整備」には莫大な資金が必要となるため、資金調達等が可能となる環境整備をすること。
さらに、期間短縮や経済合理性や、より効率的な送電システムの整備への技術開発を強化すること。
以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月17日

南 国 市 議 会

経 済 産 業 大 臣 西 村 康 稔 様
環 境 大 臣 西 村 明 宏 様
国 土 交 通 大 臣 斉 藤 鉄 夫 様

—*—

議発第11号

防衛予算の倍増を決定した政府方針の撤回を求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

令和5年3月17日提出

提出者	南国市議会議員	杉 本 理
賛成者	〃	西 川 潔
〃	〃	西 山 明 彦
〃	〃	中 山 研 心
〃	〃	今 西 忠 良
〃	〃	土 居 篤 男
〃	〃	福 田 佐 和 子

南国市議会議長 浜 田 和 子 様

.....
議発第11号

防衛予算の倍増を決定した政府方針の撤回を求める意見書

政府は、12月16日の閣議で2027年度には防衛費をGDP 2%、11兆円に増額するとし、この5年間で総額約43兆円とすることを決定した。その内実、米国からの武器の大量購入であり、そのために歳出削減や建設国債の活用、法人税や所得税（復興特別所得税延長）、たばこ税の増税を打ち出している。

この閣議決定は、日本の安全保障政策を根本から大転換することを宣言したものであり、今日まで

国の防衛費の予算は専守防衛を限度とする自衛権の発動の範囲とするとしてきた政府及び国会の意思に明確に逸脱するものである。

このような決定は、日本の政治的進路の大幅な転換を伴うものであり、単に政府の独断によって唐突にもたらされるものではない。

国際情勢の急激な変動が発生したとしても、この変化に対応する国の意思決定は、主権者である国民に十分説明し、その理解を得ることが前提であり、このことは民主主義国家として当然のことである。

今、日本の防衛費増額が差し迫ったものであるならば、政府はまずその根拠を明確に提示しなければならない。岸田首相は、戦闘機やミサイルを購入する費用だと断言したが、その武器等の増量が必要となる理由も全く説明されていない。

現在、日本の防衛費はすでに世界第9位の規模であり、2%に増額するとなれば、米国、中国に続く第3位にもなる。また、日本は米軍に国土の多くと費用を提供しており、さらなる防衛予算の倍増は全く必要性がないと言える。

以上のことから、かかる原理を逸脱したいかなる政府決定も無効であり、直ちに撤回することを強く求め、以下の措置を講じられるよう、強く要請する。

記

1. 国民不在の防衛費増額の閣議決定を撤回すること。
2. 国の進路を決定するような重大な政策変更は国民の意思を尊重すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月17日

南 国 市 議 会

内 閣 総 理 大 臣	岸 田 文 雄 様
財 務 大 臣	鈴 木 俊 一 様
総 務 大 臣	松 本 剛 明 様
防 衛 大 臣	浜 田 靖 一 様

＊

議発第12号

物価高騰に見合う生活保護基準の引上げを求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

令和5年3月17日提出

提出者	南国市議会議員	福 田 佐和子
賛成者	〃	中 山 研 心
〃	〃	今 西 忠 良
〃	〃	土 居 篤 男
〃	〃	杉 本 理

南国市議会議長 浜 田 和 子 様

.....
議発第12号

物価高騰に見合う生活保護基準の引上げを求める意見書

2022年12月の全国消費者物価指数は前年同月に比べ4.0%上昇しました。家計の負担増は、今年度に1世帯当たり8.6万円以上になるとの試算もあり、生活保護利用者では1か月分の生活保護費に匹敵する大変な負担です。過去1973、74年のオイルショック時の物価急騰には、2年間で6度にわたり生活保護の基準引上げや手当での支援などがありました。

厚生労働省は、2022年12月24日に、5年に1度の生活扶助基準の改定を発表しました。物価高と世論に押され、本来ならば、平均2%の引下げになるところを、2023～24年は据置きました。2025年度以降については、改めて検討するとしています。しかし、急激な物価高騰が続く実質的には引下げとなり、今回の据置きは生活保護世帯を一層苦しめるものです。

2013～2015年、2018～2020年には、相次いで生活保護基準が引下げられています。生活保護基準は、様々な制度の土台となっているため、生活保護を利用していない多くの国民にも多大な影響を及ぼします。

よって、国において生活保護基準を2012年度の水準に戻し、物価高騰に見合った大幅な引上げを緊急に実施するよう求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月17日

南 国 市 議 会

内閣総理大臣 岸田文雄様
厚生労働大臣 加藤勝信様

—————*—————

○議長（浜田和子） お諮りいたします。この際、以上12件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 御異議なしと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

—————*—————

○議長（浜田和子） この際、議発第1号から議発第12号まで、以上12件を一括議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました12件は、提案理由の説明、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決をいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

—————*—————

○議長（浜田和子） これより採決に入ります。

まず、議発第1号から議発第9号まで、以上9件を一括採決いたします。以上9件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 御異議なしと認めます。よって、議発第1号から議発第9号まで、以上9件は原案のとおり可決されました。

次に、議発第10号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（浜田和子） 起立全員であります。よって、議発第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議発第11号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浜田和子） 起立少数であります。よって、議発第11号は否決されました。

次に、議発第12号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浜田和子） 起立少数であります。よって、議発第12号は否決されました。

—————*—————

○議長（浜田和子） この際、この3月末をもって退任される三木副市長に御挨拶をいただきたく、許可いたしますので、御挨拶を願います。三木副市長。

〔三木敏生副市長登壇〕

○副市長（三木敏生） 議長のお許しをいただきまして、一言退任の御挨拶を申し上げます。

このたび、任期の途中ではございますが3月31日付で副市長の職を辞することとなりました。令和2年4月の就任以来、皆様方には本当に大変お世話になりました。心より感謝申し上げます。

この3年間、これまで経験したことのないコロナ禍の中で、様々な感染症対策や経済対策、また大型の施設整備など多岐にわたる事業に携わらせていただきました。こうした時期に副市長という機会をいただき、また県の職員では得難い経験をさせていただきましたことは本当にありがたく、感謝にたえない次第でございます。もとより私は微力で至らなかった点もあったかと存じますが、3年間副市長という重責を担ってられましたのは、平山市長をはじめ職員の皆様、議員の皆様、そして多くの市民の皆様の御支援、御協力のたまものでございます。重ねて心から感謝申し上げます。4月からは南国市を応援する者の一人として、どこにいても南国市がこれからますます発展することを心から願っております。

最後になりますが、市長をはじめ職員の皆様、議員の皆様、そして市民の皆様の一層の御健勝と御多幸をお祈りいたしまして、お礼の御挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございます。（拍手）

○議長（浜田和子） 三木副市長、ありがとうございました。

—————*—————

○議長（浜田和子） 以上で今期定例会に付議されました事件は議了いたしました。

これにて第429回南国市議会定例会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでした。

午前11時7分 閉会